附　則

この告示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線
三　事業施行期間　自平成二十五年九月三十日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲斐市西八幡及び篠原地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	黒田　清行、高島　豊徳
変更後	鴛海　浩康、片山　剛

(2)　変更年月日
平成二十五年八月一日

○関東地方整備局告示第四百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野二丁目二六九番三から同市菅野二丁目二八〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月三十日

○近畿地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阪南市黒田三四五番七から同市黒田二九六番一まで	前	一二・〇五～一四・五五メートル	〇・〇八七キロメートル
	後	一二・〇五～一四・五五メートル	〇・〇八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	阪南市黒田二九五番一地先から同市黒田二九六番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月三十日

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	高知県安芸郡東洋町野根字ゴロゴロ甲九〇三番一地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月三十日

官庁報告

官庁事項

新潟港（西港区）公有水面埋立事業環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成９年法律第81号）第21条第２項及び第25条第２項の規定に基づき、「新潟港（西港区）公有水面埋立事業環境影響評価書（以下「評価書」という。）」を作成したので、同法第27条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面を縦覧に供する。

平成 25 年９月 30 日　国土交通省北陸地方整備局長　野田　徹

1　事業者の氏名及び住所
事業者の氏名　国土交通省北陸地方整備局長　野田　徹
事業者の住所　新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号
2　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　新潟港（西港区）公有水面埋立事業
対象事業の種類　公有水面の埋立て
対象事業の規模　約54ヘクタール
3　対象事業が実施されるべき区域
新潟県新潟市東区船江町地先公有水面
4　関係地域の範囲
新潟県新潟市東区、中央区及び北区